

## 中央教育審議会大学分科会運営規則（改正案）

平成三十一年三月二十七日  
中央教育審議会大学分科会決定  
令和二年三月 日一部改正

中央教育審議会運営規則（平成三十一年二月二十日中央教育審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、大学分科会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 大学分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）及び中央教育審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（書面による議決）

第二条 分科会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って分科会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、分科会長は次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第三条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 分科会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第四条 分科会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局高等教育企画課（この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、分科会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
  - 二 前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、分科会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 会議の撮影、録画又は録音を希望するものは、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、分科会長

又は事務局の指示に従うものとする。

二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

三 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 分科会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による分科会長又は事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

#### (会議資料の公開)

第五条 分科会長は、分科会の会議において配布した資料を公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### (議事録の公開)

第六条 分科会長は、分科会の会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

#### (審議参加の制限)

第七条 学校教育法第百十二条第一号及び第三号に基づき、文部科学大臣からの諮問を受けて、認証評価機関になろうとする者の認証又は認証評価機関の認証の取消しに関する審議を行う場合にあつては、委員、臨時委員及び専門委員のうち、審議の対象となる機関の役職員は、当該審議には加わらないこととする。

#### (雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、分科会の決定の日（平成三十一年三月二十七日）から施行する。

#### 附 則

この規則は、分科会の決定の日（令和二年三月 日）から施行する。